

原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について

平成23年11月14日
国際組織犯罪等・国際
テロ対策推進本部決定

商業用の原子力発電所、発電用研究開発段階炉及び核燃料再処理施設（以下「原子力発電所等」という。）に対するテロは、一旦、敢行された場合、国民生活及び社会経済に甚大な被害を及ぼすため、これを未然に防止することが極めて重要であることは論をまたない。このため、政府においては、「テロの未然防止に関する行動計画」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、原子力発電所等に対するテロの未然防止対策を推進してきた。

こうした中、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故は、全電源の喪失、原子炉の冷却機能の喪失、使用済み燃料プールの冷却機能の喪失等により原子炉が管理不能の状態に陥った場合の被害の甚大さ等を如実に示すとともに、原子力施設の脆弱性を露呈することとなった。さらに、原子力発電所等へのテロ行為により国民生活及び社会経済に甚大な被害を与える事態を引き起こすことができることを改めて印象付けた。関係省庁は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止に取り組むべきである。

そこで、今回の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の更なる強化を図るため、関係省庁は、緊密に連携協力し、テロ関連情報の収集及び分析能力の強化に配意するとともに、喫緊の課題である次の対策を強力に推進するものとする。

1 防護措置の強化

(1) 原子力安全・保安院（原子力安全規制に関する新組織設置後においては、当該組織をいう。以下同じ。）は、警察庁、海上保安庁等関係省庁の協力を得て、事業者に対し、テロの標的となり得る施設を防護するために必要な人的体制の充実、施設・設備・装備資機材等の整備拡充、テロ発生時の対応マニュアルの見直し等防護措置を強化させるため、平成23年度中に必要な措置を講ずるほか、サイバー攻撃を始めとする新たな脅威への対処方策についても検討を進め、速やかに結論を得るものとする。

(2) 警察庁及び海上保安庁は、事業者における防護措置の状況やその脆弱性に関する評価等を踏まえ、警戒要領の見直し、必要な人的体制の充実、緊急事態発生時に活動を継続するために必要な装備資機材の整備拡充等警備体制を強化するため、平成23年度中に緊急に必要な措置を講ずるとともに、平成24年度以降速やかにその他必要な全ての措置を講ずるものとする。

(3) 内閣官房、原子力安全・保安院、警察庁、海上保安庁、防衛省等関係省庁は、テロ発生時の対応手順や役割を再確認するとともに、実践的な共同訓練の実施等において引き続き連携を強化するものとする。

2 内部脅威対策の強化

原子力安全・保安院は、関係省庁と連携協力して、内部脅威対策を強化するため、事業者によるツーマンルールの徹底、枢要施設のアクセス管理強化等必要な措置を平成23年度中に講ずるほか、個人の信頼性確認の制度の導入について速やかに結論を得るものとする。

なお、国際社会においても、平成22年4月の核セキュリティサミットにおいて、参加国首脳が核テロ対策強化の必要性について合意したほか、国際原子力機関(IAEA)が平成23年1月、核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告を改訂(INFCIRC/225/Rev.5)するなど核セキュリティの取組強化が進められているところである。関係省庁は、我が国の核セキュリティをより強固なものとするため、同勧告(INFCIRC/225/Rev.5)に加え、放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告、規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告の国内取り入れのために必要な措置を速やかに講ずるものとする。